

広報おおつ「みんなの伝言板」掲載基準

1 掲載対象

市民が参加するサークル団体などが市内で行う、文化・スポーツ・教養など公共性の高い催し。

2 掲載できないもの

第1項に該当するものであっても、次の各号のいずれかに該当する催しは掲載の対象としない。

- (1) 政治、宗教に関係のある団体又はその団体が行う催しや活動
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 営利を目的とするもの
 - ・間接的に営利につながるもの
 - ・イベント等の参加費が同種のものと比較して著しく高いもの
(収支予算書等の提出をお願いする場合があります。)
 - ・参加費が低額又は無料体験であっても、将来、営利につながるおそれがあるもの
 - ・イベント等の開催により起業に関連する会員や受講者の募集につながる可能性があるもの
 - ・個展や作品展で、希望者等には販売行為を行うもの
- (4) 会員募集を目的とするもの
- (5) 個人宅など、市民が一般的に利用できない場所を会場とするもの
- (6) 特定の地域又は団体・会員だけを対象とするもの
- (7) 掲載締切日を超えて申込みがあったもの
- (8) 掲載枠数を超えて申込みがあったもの
- (9) 催しの実施日や申込締切日が掲載号の発行日以前のもの
- (10) 申込者への連絡がとれないもの
- (11) その他広報紙に掲載する催しとして不適当であると広報課が判断したもの

3 掲載回数

- (1) 同一の申込者又は申込団体の掲載は、指定する期間内（10月1日号から翌年9月1日号までの期間をいう。以下同じ。）において、3回（毎週・毎月など決まった時間に繰り返し開催されるものにあつては1回）を限度として掲載する。ただし、同一の催しに係る同一開催日の掲載を希望する場合は、指定する期間内における再度の掲載を認めない。
- (2) 同一人が複数の団体の代表者若しくは連絡担当者を兼ねている場合、又は団体名称を異にするにもかかわらず、その目的、活動内容等を踏まえ、これらの団体の活動実態がほぼ同一と認められる場合は、同一の申込団体とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、令和6年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の規定は、令和6年3月1日以後に申込みを受け付けたものについて適用し、同日前に申込みを受け付けたものについては、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この基準は令和7年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の規定は、令和7年8月1日以後に申込みを受け付けたものについて適用し、同日前に申込みを受けたものについては、なお従前の例による。